同町大字入生田字川北五七六番一八まで」に、西田沢頭線の区間を「西置賜郡小国町大字小国町字滝の二重五三七三番二から同町大字田沢頭字梅津五五番三まで」に、電興社宅一号線の区間を「西置賜郡小国町大字小国町字小芦一四二〇番三四から同町大字小国町字小芦六三〇三番七まで」に、平林一号線の区間を「西置賜郡小国町大字岩井沢字新堰下五九二番から同町大字小国町字草井沢山三四九二番まで」に、「塩ノ平上屋沢」を「塩ノ平上屋沢線」に、細尾峠線の区間を「日光市細尾町七二五番の一から同市細尾町六四六番まで」に、清滝神社~細尾大谷橋線の区間を「日光市清滝桜ヶ丘町四一番の五から同市清滝町三丁目五六五番一まで」に、中宮祠北参道線の区間を「日光市中宮祠二四七八番の一五から同市中宮祠二四八四番四まで」に、箭坪木綿畑新田線の区間を「那須塩原市木綿畑一九七〇から同市箭坪三七〇まで」に、「柳塩野崎新田線（三一五）」を「柳塩野崎新田線」に、「洞島青木線（二四六）」を「洞島青木線」に、「東原一分水線（二〇九）」を「東原一分水線」に、「鳥野目藤田線（二〇七）」を「鳥野目藤田線」に、「青木三区鹿野崎線（二四五）」を「青木三区鹿野崎線」に、「東那須野高林線（四六九）」を「東那須野高林線」に、「高崎市道倉渕—田畑明神線」を「倉渕—田畑明神線」に、「高崎市道倉渕—中郷大谷戸線」を「倉渕—中郷大谷戸線」に、「高崎市道倉渕—石津本丸線」を「倉渕—石津本丸線」に、「高崎市道倉渕—塚越小倉陣田線　高崎市倉渕町権田字糀谷四九五番地から同市倉渕町権田字陣田一九五九番地まで」を「倉渕—塚越小倉陣田線　高崎市倉渕町権田字糀谷四九五番地一から同市倉渕町権田字陣田一九五九番地まで」に、「高崎市道倉渕—高野谷戸暖井線」を「倉渕—高野谷戸暖井線」に、「高崎市道倉渕—本丸三ツ丸線一号」を「倉渕—本丸三ツ丸線一号」に、「高崎市道倉渕—石津四ツ目町線」を「倉渕—石津四ツ目町線」に、「高崎市道倉渕—権田下タ村線」を「倉渕—権田下タ村線」に、「高崎市道倉渕—宮原桑本線」を「倉渕—宮原桑本線」に、「高崎市道倉渕—相間線二号」を「倉渕—相間線二号」に、「高崎市道倉渕—北原新屋敷線」を「倉渕—北原新屋敷線」に、「高崎市道倉渕—上ミ下道栃ノ木線　高崎市倉渕町岩氷字上ミ下道七二四番地二から同市倉渕町岩氷字上ミ下道七二三番地一まで」を「倉渕—上ミ下道栃ノ木線　高崎市倉渕町岩氷字上ミ下道七四二番地二から同市倉渕町岩氷字上ミ下道七二三番地一まで」に、「高崎市道倉渕—上野上相間線」を「倉渕—上野上相間線」に、「高崎市道箕郷—富岡・善地線」を「箕郷—富岡・善地線」に、「高崎市道箕郷—鳴沢線」を「箕郷—鳴沢線」に、「高崎市道箕郷—原山線」を「箕郷—原山線」に、「高崎市道箕郷—黒髪線」を「箕郷—黒髪線」に、「高崎市道箕郷—矢原・保渡田線」を「箕郷—矢原・保渡田線」に、「高崎市道箕郷—蟹沢線」を「箕郷—蟹沢線」に、「高崎市道箕郷—善地線」を「箕郷—善地線」に、「高崎市道箕郷—城西線」を「箕郷—城西線」に、「高崎市道箕郷—三—三五八号線」を「箕郷—三—三五八号線」に、「高崎市道箕郷—四—三九七号線」を「箕郷—四—三九七号線」に、「高崎市道箕郷—四—六〇号線」を「箕郷—四—六〇号線」に、「高崎市道箕郷—四—四〇六号線」を「箕郷—四—四〇六号線」に、「高崎市道榛名—一〇一号線」を「榛名—一〇一号線」に、「高崎市道榛名—一〇二号線」を「榛名—一〇二号線」に、「高崎市道榛名—一〇三号線」を「榛名—一〇三号線」に、「高崎市道榛名—一〇四号線」を「榛名—一〇四号線」に、「高崎市道榛名—一〇五号線」を「榛名—一〇五号線」に、「高崎市道榛名—一〇六号線」を「榛名—一〇六号線」に、「高崎市道榛名—一〇七号線」を「榛名—一〇七号線」に、「高崎市道榛名—一〇八号線」を「榛名—一〇八号線」に、「高崎市道榛名—一〇九号線」を「榛名—一〇九号線」に、「高崎市道榛名—一一〇号線」を「榛名—一一〇号線」に、「高崎市道榛名—一一一号線」を「榛名—一一一号線」に、「高崎市道榛名—二〇一号線」を「榛名—二〇一号線」に、「高崎市道榛名—二〇五号線」を「榛名—二〇五号線」に、「高崎市道榛名—二一〇号線」を「榛名—二一〇号線」に、「高崎市道榛名—二一一号線」を「榛名—二一一号線」に、「高崎市道榛名—二一二号線」を「榛名—二一二号線」に、「高崎市道榛名—二一三号線」を「榛名—二一三号線」に、日向南郷線の区間を「沼田市利根町日向南郷一一五番一から同市利根町日向南郷二一五番一まで」に、折田小川線の区間を「吾妻郡中之条町大字折田字赤岩二二六八番の一から同町大字中之条町字小川七六九番の六まで」に、中之条裏町線の区間を「吾妻郡中之条町大字中之条町字壬子原六六二番から同町大字中之条町字壬子原八二九番の一まで」に、西中之条本線の区間を「吾妻郡中之条町大字中之条町字壬子原九六九番から同町大字西中之条字山崎四一一番まで」に、永田原長岡線の区間を「吾妻郡中之条町大字西中之条字永田原二一九番の一から同町大字中之条町字長田原二九番の一まで」に、竜ヶ鼻長岡線の区間を「吾妻郡中之条町大字伊勢町字上原六八四番の一から同町大字中之条町字長岡六五三番の三まで」に、屋倉六号線の区間を「利根郡みなかみ町藤原字屋倉五八九二の一から同町藤原字屋倉五九六七の二まで」に、吹路二三号線の区間を「利根郡みなかみ町吹路字上原二九〇の一から同町吹路字上原二九〇の一まで」に、吹路二七号線の区間を「利根郡みなかみ町吹路字反り一五六の一から同町吹路字反り一六〇の三まで」に、吹路二九号線の区間を「利根郡みなかみ町吹路字反り一四一の一から同町吹路字下原三一五の一まで」に、直坂北裏町線の区間を「利根郡みなかみ町吹路字反り一二八の一から同町吹路字反り一一二の一まで」に、駅坂線の区間を「利根郡みなかみ町後閑字舟戸三二一から同町後閑字北入河原一八六まで」に、白須一号線の区間を「北杜市白州町白須六八〇七番一〇四から同市白州町白須二三三〇番一まで」に、常盤宇原線の区間を「須坂市大字仁礼字濱場一二四二番のイから同市大字仁礼字宇原一九四二番の一まで」に、村石上八町線の区間を「須坂市大字野辺字二本松一三八九番の二から同市大字八町字竹村九五一番の一ままで」に、井上松宮中島線の区間を「須坂市大字井上字松宮七三八番の二から同市大字中島字鶴畑二三七番地まで」に、「長者要町線」を「長者町要町線」に、本郷松川線の区間を「須坂市大字日滝字宮原七五〇番の二から同市大字日滝字口明塚四八九五番の二まで」に、〇二一二号線の区間「小諸市大字八幡字山神七八一番一から同市大字塩野字南ケ原三五八四番一まで」を「小諸市大字八満字山神七八一番一から同市大字塩野字南ケ原三五八四番一まで」に、二五四四号線の区間を「小諸市大字柏木字東長張一二七二番一から北佐久郡御代田町大字塩野字南ケ原三九八九番まで」に、三ブロック二五号線の区間を「茅野市豊平字長倉四一〇番四先から同市豊平字長倉四六五番四先まで」に、四ブロック二八〇号線の区間を「茅野市宮川字仲田五八一八番一先から同市宮川字中島五五九八番一先まで」に、五ブロック九五二号線の区間を「茅野市金沢一八四二番三先から同市金沢字中島一八二三番二先まで」に、「工業団地一号線」を「工場団地一号線」に、穂高一級八号線の区間を「安曇野市穂高五七三〇の一番地先から同市穂高柏原五一二一番地先まで」に、箱畳線の区間「北佐久郡立科町大字牛鹿字虎御前一四九番六から同郡御代田町大字牛鹿字切石四番八まで」を「北佐久郡立科町大字牛鹿字虎御前一四九番六から同町大字牛鹿字切石四番八まで」に、東原線の区間「北佐久郡立科町大字牛鹿字垣下一三一三番一から同郡御代田町大字桐原字元屋敷五四二番一まで」を「北佐久郡立科町大字牛鹿字垣下一三一三番一から同町大字桐原字元屋敷五四二番一まで」に、牛鹿外倉線の区間を「北佐久郡立科町大字牛鹿字牛鹿蒲二一四七番から同町大字牛鹿字山ノ神一〇八一番二まで」に、蟹窪平林線の区間を「北佐久郡立科町大字宇山字蟹窪三六八番一から同町大字山部字大日山二一六九番一まで」に、中原大深山線の区間を「北佐久郡立科町大字芦田字堀久保三四四二番五から同町大字宇山字大深山一一四〇番一まで」に、町野方線の区間を「北佐久郡立科町大字山部字番屋四六番二から同町大字芦田字柏貝戸屋敷一四三一番三まで」に、町古町線の区間を「北佐久郡立科町大字芦田字東町屋敷添二六一二番三から同町大字芦田字古堂下六三八番一まで」に、野方中居線の区間を「北佐久郡立科町大字芦田字中居一一四四番一から同町大字芦田字東大定一一九三番一まで」に、野方西塩沢線の区間を「北佐久郡立科町大字芦田字中宮地一二五四番四から同町大字塩沢字美谷石一五九四番一まで」に、中道線の区間「北佐久郡立科町大字塩沢字船久保七八〇番四から同郡御代田町大字塩沢字古前田一一七七番一まで」を「北佐久郡立科町大字塩沢字船久保七八〇番四から同町大字塩沢字古前田一一七七番一まで」に、旧東小学校線の区間を「北佐久郡立科町大字塩沢字下屋敷一四六九番から同町大字塩沢字中島一四八二番四まで」に、細谷桐原線の区間を「北佐久郡立科町大字桐原字上長畑三三七番一〇から同町大字桐原字東峰七一八番一まで」に、平林真蒲線の区間を「北佐久郡立科町大字山部字平林二二三五番から同町大字山部字上真蒲一二五六番二まで」に、野方尾山線の区間を「北佐久郡立科町大字芦田字上原田二九八五番一から同町大字芦田字宮地裏堰下一七一三番一まで」に、竹熊線の区間を「北佐久郡立科町大字芦田字上川原三六七番一から同町大字芦田字西町屋敷二六七八番一まで」に、白樺湖大門峠線の区間を「北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字白樺湖一五一九番一から同町大字芦田八ヶ野字白樺湖一五八五番まで」に、運動公園線の区間「北佐久郡立科町大字芦田字舟久保二七五五番一から同郡御代田町大字芦田字日向反り三六七一番二まで」を「北佐久郡立科町大字芦田字舟久保二七五五番一から同町大字芦田字日向反り三六七一番二まで」に、茂田井中居線の区間を「北佐久郡立科町大字茂田井字畦田一六二二番三から同町大字芦田字又旅一六七三番一まで」に、運動公園巡環線の区間を「北佐久郡立科町大字山部字下り松三一四番から同町大字芦田字獅々塚西三七二三番まで」に、藤沢線の区間「北佐久郡立科町大字藤沢字前田八〇三番一から同郡御代田町大字